

亀山市告示第51号

亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年8月21日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱（平成23年亀山市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第2条及び別表第1納税証明関係の部軽自動車税車検用納税証明書の項中「軽自動車税車検用納税証明書」を「軽自動車税種別割納税証明書（継続検査用）」に改める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。